

池田町制限付一般競争入札の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の方法を施行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、池田町建設工事等執行規則（平成2年規則第42号）第2条に規定する建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額が5,000万円以上の土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事
- (2) 池田町競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成2年規程第20号。以下「規程」という。）第2条の規定により設置する競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）が必要と認めた工事

2 町長は、制限付一般競争入札により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、対象工事としないことができるものとする。

(入札の公告)

第3条 町長は、制限付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、池田町財務規則（平成3年規則第1号）第115条の規定に基づき、別記1標準公告例を参考に公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 規程第7条第4項に規定する競争入札参加資格者の名簿の対象工事と同じ業種に現に登載されており、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有していること。
- (2) 規程第10条第1項の規定により定める競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 発注工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係（親会社と子会社の関係にある場合、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。以下同じ。）若しくは人的関係（一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう。以下同じ。）がないこと。
- (5) 入札に参加する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係にある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (6) 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- (7) 対象工事に対応する建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 共同企業体の場合にあつては、全ての構成員が第1号から第5号の要件を満たすほか、

別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が発注工事ごとに定める要件を満たしていること。

(入札参加資格の決定)

第5条 町長は、前条の規定に基づき対象工事ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ資格審査委員会の審議を経なければならない。

(入札の参加申請)

第6条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、公告の定めるところにより、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、町長に提出し、その審査を受けなければならない。なお、提出方法は持参によるものとし、送付又はファクシミリ等によるものは受け付けないものとする。

- (1) 特定関係調書（別記第2号様式）
- (2) 同種・類似工事施工実績調書（別記第3号様式）
- (3) 工事実績証明書（別記第4号様式）
- (4) 配置予定技術者調書（別記第5号様式）
- (5) 共同企業体の場合にあつては、建設工事共同企業体運用基準に定める共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類
- (6) その他必要と認める書類

2 町長は、申請書の提出期限の設定にあつては、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧を開始する日の翌日から起算して、おおむね10日とするものとする。

(入札参加資格の審査)

第7条 町長は、申請書に基づき資格の審査をしたときは、その結果を制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査結果の通知にあたり、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して3日（休日（池田町の休日に関する条例（平成2年条例第89号）に規定する池田町の休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、町長に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、送付又はファクシミリ等によるものは受け付けないものとする。

4 町長は、非資格者から前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に、制限付一般競争入札参加資格に係る理由説明書（別記第7号様式）により回答するものとする。

5 町長は、非資格者に入札参加資格があると認めたときは、改めて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

6 町長は、第1項の入札参加資格の審査及び第4項の回答を行う場合は、あらかじめ資格審査委員会の審議を経なければならない。

(入札参加資格の取消し)

第8条 町長は、前条第1項の規定による通知の後に、参加資格者が第4条各号に規定する要件に該当しないと認めたとき、又は申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札に参加する資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第9条 発注工事に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日（休日を除く。）までの間、町長が指定する場所において閲覧に供するほか、入札参加資格審査申請をする場合に限り、閲覧期間中、複写等をさせることができるものとする。

- 2 入札に参加しようとする者は、設計図書等の内容について質問がある場合は、公告において町長が指定する日までに、質疑応答書（別記第8号様式）を提出しなければならない。
- 3 前項により質問があった場合、町長は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。